

## 議事要旨(7) 四半期会計基準専門委員会における検討状況について

新井専門委員より、四半期財務諸表の注記事項の国際比較について、米国での SEC 規則 (Regulation S-X) 等及びカナダ会計基準での取扱いも参照する形で審議事項(7) - 2 を用いて説明がなされた。

続いて、四半期開示項目の経団連からの要望事項について、資料審議事項(7) - 3 を用いて説明がなされた。

四半期会計基準専門委員会の検討状況について、資料審議事項(7) - 1 を用いて説明がなされた。

その後、委員及びアドバイザーより意見が述べられた。主な意見は以下のとおりである。

- ・注記項目の基本的なスタンスとして、米国では重大な (significant) 影響を与える場合を対象としている。四半期会計基準でもこのようなスタンスに立って検討してもらいたい。
- ・会計基準上はミニマムな形で規定してほしい。また、実務に配慮してほしい。
- ・株主資本等変動計算書の注記事項について、主な要因別の開示といているが、経団連からの要望は、主な要因の開示であり、そのような対応をしてもらいたい。
- ・繰延税金資産の回収可能性の判断については、前事業年度末の判断を利用できるようにしてもらいたい。
- ・資料審議事項(7) - 1 の利用者サイドの意見はもっともだと思う。
- ・何に対して会計士が意見表明するかということが会計基準に影響を与える。海外は、作成基準に従っているかどうかのネガティブな意見表明しかしていないのが一般的である。日本で有用な情報について開示して、有用な情報についてレビュー意見を述べるとなればそれに見合った会計基準が必要である。海外のネガティブアシュアランスと全く同じにはできないような気がする。

以上